

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員及び農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、次の事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限及び同法第 33 条に規定する議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- 2 農業委員及び農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月26日

長崎市農業委員会